

団体所得補償保険の保険料

就業不能サポート

所得職種級別例 1級

職種名 税理士、販売員、事務員、システムエンジニア、アパート管理人 等

	1年補償タイプ		2年補償タイプ	
	S110	4110	おすすめ コース S210	4210
傷害による死亡・後遺障害保険金	250万円	—	250万円	—
支払対象外期間	4日(入院のみ支払対象外期間0日)		4日(入院のみ支払対象外期間0日)	
所得補償保険金(月額)	5万円		5万円	
満年齢	月払保険料		月払保険料	
15~19歳	577円	340円	612円	375円
20~24歳	737円	500円	827円	590円
25~29歳	792円	555円	907円	670円
30~34歳	887円	650円	1,037円	800円
35~39歳	1,017円	780円	1,222円	985円
40~44歳	1,177円	940円	1,462円	1,225円
45~49歳	1,352円	1,115円	1,747円	1,510円
50~54歳	1,527円	1,290円	1,997円	1,760円
55~59歳	1,607円	1,370円	2,122円	1,885円
60~64歳	1,652円	1,415円	2,217円*	1,980円
65~69歳	1,937円	1,700円	※2年補償タイプはご継続を含め満63歳までのご加入となります。	
70~74歳	2,842円	2,605円		
75~79歳(正会員のみ)	3,917円	3,680円		
80~84歳(正会員のみ)	5,322円	5,085円		

※必ずセットとなります。
(満80歳~満84歳の方はセットできません。)

葬祭費用補償特約	F型
葬祭費用保険金	50万円
満年齢	月払保険料
15~19歳	45円
20~24歳	55円
25~29歳	58円
30~34歳	67円
35~39歳	87円
40~44歳	128円
45~49歳	199円
50~54歳	305円
55~59歳	491円
60~64歳	776円
65~69歳	1,184円
70~74歳(正会員のみ)	1,964円
75~79歳(正会員のみ)	3,417円

+

所得職種級別例 3級

職種名 普通大工、貨物運転手、溶接工、清掃業 等

	1年補償タイプ		2年補償タイプ	
	S130	4130	おすすめ コース S230	4230
傷害による死亡・後遺障害保険金	250万円	—	250万円	—
支払対象外期間	4日(入院のみ支払対象外期間0日)		4日(入院のみ支払対象外期間0日)	
所得補償保険金(月額)	5万円		5万円	
満年齢	月払保険料		月払保険料	
15~19歳	697円	460円	742円	505円
20~24歳	912円	675円	1,037円	800円
25~29歳	992円	755円	1,137円	900円
30~34歳	1,112円	875円	1,312円	1,075円
35~39歳	1,287円	1,050円	1,567円	1,330円
40~44歳	1,502円	1,265円	1,892円	1,655円
45~49歳	1,742円	1,505円	2,277円	2,040円
50~54歳	1,977円	1,740円	2,612円	2,375円
55~59歳	2,082円	1,845円	2,782円	2,545円
60~64歳	2,152円	1,915円	2,912円*	2,675円
65~69歳	2,532円	2,295円	※2年補償タイプはご継続を含め満63歳までのご加入となります。	
70~74歳(注1)	3,752円	3,515円		
75~79歳(注1)	5,212円	4,975円		

※必ずセットとなります。

葬祭費用補償特約	F型
葬祭費用保険金	50万円
満年齢	月払保険料
15~19歳	45円
20~24歳	55円
25~29歳	58円
30~34歳	67円
35~39歳	87円
40~44歳	128円
45~49歳	199円
50~54歳	305円
55~59歳	491円
60~64歳	776円
65~69歳	1,184円
70~74歳(注1)	1,964円
75~79歳(注1)	3,417円

+

被保険者の年齢について(詳細はp11を参照)

- 正会員は新規加入は満79歳まで、ご継続加入は満84歳までとなります。
- 準会員は新規は満69歳まで、継続加入は満79歳まで(注1)となります。(2年補償タイプは満63歳まで)
- (注1)準会員については、前年度契約において事故請求・保険金支払歴がない被保険者は、満79歳まで継続加入できます。

補償内容と月払保険料(1口あたり)

- 天災危険補償特約セット / ●精神障害拡張補償特約セット / ●入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)セット / ●葬祭費用補償特約(F型)セット ●保険期間：1年 ●団体割引：30% ●無事故戻しあり

所得職種級別例 2級

職種名 調理人、美容師、造園業、現場監督、配線工 等

	1年補償タイプ		2年補償タイプ	
	S120	4120	おすすめ コース S220	4220
傷害による死亡・後遺障害保険金	250万円	—	250万円	—
支払対象外期間	4日(入院のみ支払対象外期間0日)		4日(入院のみ支払対象外期間0日)	
所得補償保険金(月額)	5万円		5万円	
満年齢	月払保険料		月払保険料	
15~19歳	632円	395円	667円	430円
20~24歳	812円	575円	917円	680円
25~29歳	877円	640円	1,007円	770円
30~34歳	982円	745円	1,157円	920円
35~39歳	1,132円	895円	1,367円	1,130円
40~44歳	1,317円	1,080円	1,647円	1,410円
45~49歳	1,522円	1,285円	1,977円	1,740円
50~54歳	1,722円	1,485円	2,262円	2,025円
55~59歳	1,812円	1,575円	2,402円	2,165円
60~64歳	1,867円	1,630円	2,517円*	2,280円
65~69歳	2,192円	1,955円	※2年補償タイプはご継続を含め満63歳までのご加入となります。	
70~74歳(注1)	3,227円	2,990円		
75~79歳(注1)	4,477円	4,240円		

※必ずセットとなります。

葬祭費用補償特約	F型
葬祭費用保険金	50万円
満年齢	月払保険料
15~19歳	45円
20~24歳	55円
25~29歳	58円
30~34歳	67円
35~39歳	87円
40~44歳	128円
45~49歳	199円
50~54歳	305円
55~59歳	491円
60~64歳	776円
65~69歳	1,184円
70~74歳(注1)	1,964円
75~79歳(注1)	3,417円

+

所得職種級別例 4級

職種名 橋梁作業、とび工 等

	1年補償タイプ		2年補償タイプ	
	S140	4140	おすすめ コース S240	4240
傷害による死亡・後遺障害保険金	250万円	—	250万円	—
支払対象外期間	4日(入院のみ支払対象外期間0日)		4日(入院のみ支払対象外期間0日)	
所得補償保険金(月額)	5万円		5万円	
満年齢	月払保険料		月払保険料	
15~19歳	802円	565円	852円	615円
20~24歳	1,062円	825円	1,217円	980円
25~29歳	1,157円	920円	1,342円	1,105円
30~34歳	1,307円	1,070円	1,557円	1,320円
35~39歳	1,522円	1,285円	1,862円	1,625円
40~44歳	1,787円	1,550円	2,262円	2,025円
45~49歳	2,082円	1,845円	2,732円	2,495円
50~54歳	2,362円	2,125円	3,142円	2,905円
55~59歳	2,497円	2,260円	3,347円	3,110円
60~64歳	2,572円	2,335円	3,502円*	3,265円
65~69歳	3,042円	2,805円	※2年補償タイプはご継続を含め満63歳までのご加入となります。	
70~74歳(注1)	4,532円	4,295円		
75~79歳(注1)	6,317円	6,080円		

※必ずセットとなります。

葬祭費用補償特約	F型
葬祭費用保険金	50万円
満年齢	月払保険料
15~19歳	45円
20~24歳	55円
25~29歳	58円
30~34歳	67円
35~39歳	87円
40~44歳	128円
45~49歳	199円
50~54歳	305円
55~59歳	491円
60~64歳	776円
65~69歳	1,184円
70~74歳(注1)	1,964円
75~79歳(注1)	3,417円

+

- ・保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
- ・年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢とします。
- ・ご契約更新時は更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- ・本保険は介護医療保険料控除の対象となります。ただし、傷害による死亡・後遺障害補償特約保険料および葬祭費用補償特約保険料を除きます。(2021年12月現在)
- 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。